



／ 大規模修繕の資金不足にお悩みの皆様へ ／

分譲マンションリフォーム融資債務保証料補助制度のご案内

区内にある分譲マンションが、共用部分の修繕工事を行うために、**（独）住宅金融支援機構**（以下「機構」という。）が**承認する保証機関**（以下「保証機関」という。）に債務保証を委託して、必要な資金を機構から借り入れた場合、**委託に要した保証料を補助**します。



保証機関：（公財）マンション管理センター、（一財）住宅改良開発公社（令和８年４月現在）

申請要件

以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ☐ 機構のマンション共用部分リフォーム融資（以下「機構リフォーム融資」という。）による融資を受けていること。
- ☐ 機構リフォーム融資の融資を受けるに当たり、保証機関に債務保証を委託していること。
- ☐ 「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」に基づく管理状況届出書を提出していること。

申請期限

保証機関と締結した債務保証契約の契約日の翌日から起算して **９０日以内**

補助金額

保証機関に支払った債務保証料の **全額（上限５０万円）**

必要書類

- ☐ 申請書（第１号様式） オンライン申請の場合は不要
- ☐ 機構と締結した「金銭消費貸借契約書」の写し
- ☐ 保証機関と締結した「保証料領収書兼保証委託契約証書」の写し
- ☐ 理事長選任に係る決議の議事録の写し



手続の流れ



交付申請は、保証契約の契約日の翌日から起算して **90日以内** に行ってください。

申請方法

< オンラインによる申請の場合 >

右記QRコードから必要事項を入力して申請してください。

< 郵送・窓口持参による申請の場合 >

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区都市計画部住宅課計画担当 まで郵送又はお越しください。



関連制度

■ 東京都マンション改良工事助成制度

機構リフォーム融資の融資金利 1 %分を補助する制度です。 **本制度との併用が可能です。**

詳細は都のホームページをご確認ください。



ご存知ですか？

修繕積立金の徴収方法には、長期修繕計画で計画された修繕工事費の累計額を計画期間中に均等に積み立てる「**均等積立方式**」のほか、当初の積立額を抑え段階的に積立額を値上げする「**段階増額積立方式**」があります。

段階増額積立方式は、将来の負担増を前提とする積立方式のため、増額しようとする際に区分所有者間の合意形成ができず修繕積立金が不足する場合があります。国土交通省では、将来にわたって安定的な修繕積立金の積立てを確保する観点から、**均等積立方式を推奨しています。**

修繕積立金を見直す際は、均等積立方式への切り替えをご検討ください。



国土省バンフレット

< 問合せ先 >

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区都市計画部住宅課計画担当

☎ 03-5608-6215 ✉ juutaku@city.sumida.lg.jp

